

鎌ヶ谷市各部の組織目標

総務企画部の組織目標

1 総合基本計画前期基本計画及び第1次実施計画の推進

令和4年度は前期基本計画の2年目となることから、引き続き総合基本計画に掲げた目指す将来の姿（都市像）の実現及び5つの基本目標の達成を目指すため、第1次実施計画に掲げた「財政の健全化及び行財政改革の推進」「公共施設の適正な管理運営の推進」「行政情報等の積極的な発信」「共生社会の実現」の施策を着実に実行する。

2 行財政改革への不断の取組

将来にわたって持続可能な効率的で効果的な行財政運営を推進するため、令和3年度に策定した「第3次行財政改革推進プラン」に位置付ける4つの柱に基づき全庁的な推進体制で行財政改革に取り組むとともに、「第4期財政健全化計画」に掲げた目標「経常収支比率の改善」「財政調整基金の目標額堅持」「健全化判断比率の目標数値堅持」の達成に取り組む。

3 人材育成の推進

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ大きく変化する社会情勢の中では、新たな行政課題を迅速に処理する組織力が求められている。その実現のためには職員一人一人の能力や意欲の向上が必要不可欠であるため、「人材育成基本方針」に基づき、優れた人材の確保や能力開発に向け研修等を行うとともに、「車座集会」の継続等により、職員の意識改革を図り、組織力の向上を図る。

4 デジタル化の推進

社会全体のデジタル化が加速する中で市の業務のデジタル化が急務の課題となっており、デジタル化検討会議において国が示す情報システムの標準化や行政手続のオンライン化等を推進していく。また会議等のリモート化、AI-OCRシステムの拡充等庁内におけるデジタル化を推進する。

5 税の適正・公正な賦課と徴収

「第3次行財政改革推進プラン」における令和8年度の目標値「市税徴収率 97.46%」の達成を目指し、税の適正な賦課と納税の公平性の維持及び自主財源を確保するため、正確な課税客体の把握による適切な賦課・徴収・滞納整理を行うとともに、事務効率化のために税の手続きにおけるオンライン化（軽自動車ワンストップシステム導入、市と登記所との通知のオンライン化、預貯金電子照会システム改修等）を推進する。

市民生活部の組織目標

1 ごみ共同処理に関する協議

柏市とのごみ共同処理について、柏市より「しらさぎからの撤退を前提とした協議」の申入れがあり、協議を開始するための協議の結果、地元住民や市議会の理解を得たうえで、柏市と鎌ヶ谷市が「共同処理の解消を含めた協議の開始」を、一定の「合意項目」の書面にに基づき、両市長が合意を締結し、今後の共同処理の解消を含めた協議の円滑な進捗を図る。

2 防災・防犯・危機管理の強化

災害に強い安全・安心なまちづくりを目指し、「国土強靱化地域計画」の推進、各種災害協定の拡充、関係機関との連携を強化し、市内全域の防災力の向上を図る。また、防犯灯管理・LED化推進事業の推進及び市民・防犯協会・警察等との協働による防犯対策事業の拡充により、更なる防災・防犯体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策については、「鎌ヶ谷市緊急事態対応計画」に基づく組織的対応により、市民の健康に対する安全安心の確保を図る。(総合基本計画重点プロジェクト・重点施策)

3 にぎわいの創出

企業誘致促進条例に基づく企業誘致支援制度の活用及び県や関係機関との連携、金融機関等の訪問による立地ニーズの把握、土地建物の売却、賃貸情報のマッチングなどにより企業誘致の推進を図る。また、創業支援、空き店舗活用、コミュニティ・ベンチャービジネスなどの各種事業の展開による商工業の振興や観光ビジョンに基づく共有資源による地域間連携や観光タウンミーティングなどの観光施策を実施することで、にぎわいの創出を推進する。(総合基本計画重点プロジェクト・重点施策)

4 協働・男女共同参画の推進

「鎌ヶ谷市協働のためのアクションプラン22」に基づき、多様な主体の連携強化、市民公益活動団体の強化支援や協働アドバイザー、地域づくりコーディネーターの積極的な活用等により協働の推進を図る。また、「第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画」に基づく人権尊重と男女共同参画への意識の醸成及び「男女共同参画推進懇話会」との連携等により男女共同参画の推進を図る。(総合基本計画重点プロジェクト推進のための土台となる取組み)

5 農業振興の推進

インターネット梨販売の自立に向けた取組みを農業団体との協働により推進し、更なる知名度向上やブランド化の確立を行うとともに、販路の拡大、農家の経営安定を図る。また、梨の剪定枝の「畜産にかかる糞尿吸着剤への活用」を本格的に取り組み、剪定枝のリサイクル率の更なる向上を図る。さらに援農ボランティア養成講座の実施や農業青少年クラブへの支援など担い手の育成による持続性のある農業経営の確立を図る。

健康福祉部の組織目標

1 新型コロナウイルス感染症対策の強化・健康づくりの推進

市民の健康や暮らしを守るため、「新型インフルエンザ等対策行動計画、緊急事態対応計画」等に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を始め、情報の収集・提供、まん延防止対策等を組織的対応により迅速かつ適切に講じていく。

「第3次いきいきプラン・健康かまがや21」「食育推進計画」「自殺対策計画」に基づき、栄養・食生活、身体活動、心の健康づくり、歯と口の健康づくり、疾病の予防等の施策により、関係機関との連携を図りライフステージに合わせた健康づくりの推進を図る。

2 子育て支援の積極的な推進

様々な子育て支援策について、関係各課が連携を図り、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進し、総合的な事業展開を図る。

子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、令和5年度中の開館に向けた（仮称）東部地区児童センターの建設工事、東部小学校放課後児童クラブ改修のための実施設計及び栗野保育園外壁・屋上改修工事、アカシア児童遊園改修工事等を実施すると共に、保育士確保対策を見据えた処遇改善の継続実施や安全に利用できる各施設の感染症対策に取り組む。

また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、高校生等医療費の助成、多子世帯への保育料減免等の生活支援に取り組む。

3 地域福祉の推進

安全安心な生活が送れるよう地域共生社会の実現を目指し「第4期地域福祉計画」に基づき、「地域で支え合う取組の推進」「必要な相談・情報・支援が得られる仕組みの推進」「安全で安心して暮らせる仕組みの推進」の施策を着実に実行する。

地域福祉の担い手である、民生委員児童委員及び主任児童員の一斉改選の年であることから、欠員なく委嘱が出来るよう関係機関と連携し取り組むと共に、平時の見守りや支え合い、災害時に避難支援が円滑に行えるよう、自治会等と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図り、併せて救急医療情報キットの配布を進める。

4 高齢者支援の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、在宅医療・介護連携を推進すると共に、日常生活圏域全地区に設置した「生活支援体制整備事業」である第2層協議体において、各地域での取組や支え合いの支援を行う。また、「基幹型地域包括支援センター」を設置し、人材育成の強化や地域包括支援センターの総合調整、後方支援等通し地域包括支援センターの機能強化を図る。

介護保険事業の適正な運営を図るため、モバイルレジックレジット収納の導入や滞納整理の強化コンビニ納付などにより収納率の向上を図る。また、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施や「特別養護老人ホーム」の整備のための事業者の選定を行う。

5 障がい者（児）支援の推進

障がいのある人もない人も互いに認め合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し、住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、相談支援事業所を支援する等して支援体制の強化を図ると共に、手話通訳者が同行することが難しい場合に備え、遠隔手話通訳の導入等福祉サービスの充実を図る。また、地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、緊急時の受け入れ・対応の機能を担う短期入所施設と関係機関が連携し、円滑に受け入れが出来るよう実施体制の充実を図る。

「第3期障がい者計画」等の目標達成に向け、各施策の着実な実施と共に、障がい者地域自立支援協議会等をオンライン会議等活用しながら開催し、地域課題の解決に向けた取組を推進する。

都市建設部の組織目標

1 魅力ある都市機能の充実

都市計画に関する基本的な方針となる、新たな都市計画マスタープランを策定する。

新鎌ヶ谷駅南側の東京10号線延伸新線跡地について、広域交流拠点としてふさわしい土地利用となるよう、千葉県と協議を進める。

初富駅周辺地区は、駅前広場やアクセス道路の整備の用地取得を行うとともに県道との交差点の改良について千葉県と協議する。

また、北初富駅前広場整備について、令和3年度策定した整備方針に基づき、測量、予備設計及び用地取得等を行う。

更に、市民の身近な公共交通であるコミュニティバスききょう号を持続して運行していくため、令和5年度以降の運行事業者を選定する。

2 安全に利用できる道路環境の充実

新鎌ヶ谷西側地区の都市計画道路、主要市道、通学路、交差点などの用地取得や工事を引き続き実施する。

また、交通環境の改善を図るため、交通安全施設の整備・更新を引き続き行うとともに、交通安全の啓発について関係機関と連携し取り組む。

更に、本市の今後の発展に大きく寄与する北千葉道路は、早期事業化に向け国及び千葉県と取り組むとともに、栗野バイパス、船橋我孫子バイパス線についても引き続き整備促進を図る。

3 安全安心に生活できる治水対策の推進

準用河川二和川については、道野辺・馬込沢地区において、バイパス工事及び河川拡幅区間の用地取得を進める。地域排水整備では、東道野辺五丁目地区において排水施設整備に向けた実施設計や地下埋設物の移設を行う。

貯留池整備については、大津川流域において串崎新田貯留池の増設のため実施設計及び用地取得を行うとともに、二和川流域の既存の貯留池において、降雨時の状況をすみやかに把握するため、監視カメラを設置する。

更に、千葉県が実施する大柏川第二調節池の早期整備を図るため、県と連携して用地取得や工事に取組むとともに、通学路の活用等、上部利用について引き続き協議する。

4 緑に包まれた快適な公園・緑地空間の創出

緑地の保全や緑化の推進のための基本方針となる、新たな緑の基本計画を策定する。

(仮称)丸山三丁目のふれあいの森公園の用地を千葉県地方土地開発公社から買戻しを行うとともに、(仮称)鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森公園の現況測量及び実施設計を行う。

また、貝柄山公園の池の水質の改善をするため、水生植物を利用した実験や囃子水公園の改修に向けた現況測量を実施するとともに、公園で発生したナラ枯れの対策のため伐採などを行う。

5 良好な居住環境の確保

空家等については、空家等対策計画に基づき引き続き、適正な管理と削減に取り組むとともに次期対策計画策定の基礎となる空家実態調査を行う。

住宅の耐震化率の向上のため、昨年度改定した耐震改修促進計画に定めるアクションプログラムに基づき、自主防災組織へ住宅耐震相談会や耐震補助事業及び危険ブロック塀補助事業の説明を実施する。

また、快適で衛生的な生活を営むうえで必要である公共下水道は、引き続き普及促進を進め令和4年度末で普及率約70%を目指すとともに、事業計画における下水道流域境の検証を行う。

生涯学習部の組織目標

1 主体的に関わり、学び合い、高め合う教育の充実

指導訪問を通し学習指導要領に対応する授業改善に取り組むとともに、「令和の日本型学校教育」を充実に向けデジタル教材を活用し、児童生徒によりきめ細かな対応を行う。

「いじめゼロ」を目指し、道徳教育の推進や研修会を実施するとともに「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見、解決を図る。

2 安全で安心な教育環境の確保

2カ年事業となる東部小学校校舎外壁屋上防水改修など「鎌ケ谷市学校施設長寿命化計画」に基づき取り組むとともに、電力使用量の減少を目的とし、照明器具をリースによるLED照明に変更していく。

通学路環境の向上のため、「第4次通学路安全対策推進行動計画」に基づく施策を行う。

3 豊かな心と生きがいを実感できる生涯学習の推進

自他共栄による人・まちづくりを基本理念とし策定した「第4次生涯学習推進基本計画」に基づき、環境づくりとして、東部学習センターの改修、学習活動の推進として市民との協働や関係機関との連携による事業の実施や、学習活動の成果の活用として公民館まつりなど学習成果を発表、発信できる機会や場を提供するなど、各施策を展開していく。

4 生涯スポーツ、文化芸術、施設の整備・充実

予算編成に活用するため策定した「スポーツ施設改修等計画」に基づき計画的な施設の整備を行っていく。

文化財の保存、活用方針等を定める「文化財保存活用地域計画」について、文化庁認定を受け策定する。

5 学校における働き方改革の推進

「働き方改革推進プラン」の取組みを進めるため、各専門部会からの検証、意見を踏まえた新たな取組みの決定、見直しを行っていく。

今年度から全小学校で導入する公会計化について、学校と情報共有を図りながら事務を進めるとともに、校外学習の取扱いを決定する。

消防本部の組織目標

1 消防体制の充実強化及び消防職員の服務と倫理の徹底

多様化する各種災害に対応するには、消防・救急・救助技術の向上が必要不可欠であるため、一人一人の活動能力の向上と部隊活動による組織力を高めるよう各種訓練に取り組み、災害活動等に関する知識や技術の習得、消防業務に必要な専門的資格の取得など、計画的な訓練の実施と研修派遣により消防体制の充実強化を図る。

また、消防職員として、平素から規律ある行動をとり、市民から期待、信頼される職員として業務を行うよう継続的に取り組んでいる服務と倫理の徹底について、引き続き全職員で取り組む。

2 消防庁舎及び消防用車両の更新整備

中央消防署の感染防止対策の強化及び機能拡充を図るため、内装改修や資機材備蓄倉庫の整備に向けた実施設計を行い、消防用自動車更新計画に基づき、救急自動車及び消防団ポンプ自動車を更新整備するとともに、梯子車のオーバーホールを実施することで消防力の維持向上を図る。

3 火災予防対策の推進

火災を発生させない安全なまちづくりを推進するため、防火対象物や危険物施設の安全性の維持を目的に定期的な立入検査を実施し、消防用設備等の維持管理や防火管理の徹底を図る。また、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブと連携し、火災の被害軽減に有効な住宅用火災警報器の設置促進と維持管理、地震発生後の電気火災を防ぐ感震ブレーカーの普及啓発等を広く市民に呼びかけ火災予防対策を推進する。

4 市民と一体となる救命体制の強化

令和3年度から令和7年度までの5か年で実施する公共施設のAEDの屋外設置事業を着実に推進し、誰もが、24時間、365日、AEDを使用できる環境を整備することに加え、市民や事業所に救命講習の受講を呼びかけ、救急車が到着するまでの間における市民による応急処置の実践を促し、市民と一体となる救命体制の強化を図る。

5 消防団の充実強化

消防団活動を広く市民に理解していただくため、あらゆる機会を捉えて消防団の活動や処遇、地域防災活動の重要性についての各種啓発活動を実施し、新入団員の加入促進及び各種訓練の実施や装備品の充実により活動能力の維持向上を図る。また、女性消防団員の育成強化として、計画的な訓練や研修派遣等を行い幅広い活動を推進する。